

—松江藩お雇いフランス人教師研究余録(二)—

『山陰新聞』報道の二仏人の教え子達の活躍 山口半六・梅謙次郎・落合豊三郎・竹内平太郎 篇

田 中 隆 二

『山陰新聞』は明治十五(一八八二)年創刊である。明治三(一八七〇)年来松の二人のフランス人(アレクサンドルとヴァレット)の教え子達^{注1)}のうち、瀧野多三郎、澁川忠二郎に関する広告や記事は、前者つまり、瀧野多三郎については、早くも明治十五(一八八二)

年六月二十五日^{注2)}、後者—澁川忠二郎—については、それより半年後—明治十六(一八八三)年二月十七日—に見出される。しかし、それ等は主として営業や帰郷についての広告であり、かつ、瀧野多三郎については、既にかなり詳細に履歴・実績など報告^{注3)}済みである。一方、澁川忠二郎については、『澁川忠二郎翁伝』^{注4)}が存在するにも拘らず、それとは別な観点から、より詳細に調査したく考えている。従って今回入手の資料も、後日活用したい。本稿では右記兩人については述べないこととする。

山口半六・梅謙次郎・落合豊三郎・竹内平太郎の四名が、本稿標題で企図する調査の対象である。しかし、最初の山口半六については『山陰新聞』で述べられていることは非常に少ない。それは彼の

活動分野—建築—が、報道の対象としては、当時はあまりとりあげられないものであったし、彼の活動が当地と関係が少なかったことによると思われる。他日、他の地方紙及び全国紙を調査して補いたいと考えている。

今回主として調査対象となったのは、結局、梅謙次郎・落合豊三郎・竹内平太郎の三名となる。しかも、後の二人は軍人であり、日清・日露の両戦役での両名の活躍と、彼等が関係した分野即ち軍事が、当時は新聞報道を専ら賑わしたものであったため、いきおいこの二人についての言及が最も多くなる。これを前以って申し述べて置く。

既述のとおりいろいろと留保つきではあるが、とりあげられる四氏についての『山陰新聞』の概況を次に、まず示す。

一、明治二十二年(一八八九)二月十三日の梅謙次郎についての記事が最初である。

二、明治二十四年(一八九一)年の官博士の記事がその次で、山口半六・梅謙次郎両博士の名が見出される。

三、日清戦争(明治二十七年・八(一八九四・九五)年の際、落合豊三郎、竹内平太郎二軍人についての報道が顕著である。

四、明治三十六(一九〇三)年、在東京島根県法政会についての記事に梅謙次郎の名が出てくる。

五、明治三十六(一九〇三)年末より、同三十七(一九〇四)年はじめにかけて、竹内平太郎についての報道が多い。

六、日露戦争(明治三十七・八(一九〇四・五)年の際、竹内平太郎及び落合豊三郎について記事頻る多し。

七、明治三十八(一九〇五)年から同四十三(一九一〇)年にかけて、梅謙次郎について度々報道あり。

八、各人死亡の前後にそれぞれ若干の報道がある。

右記概況を踏まえて、これから『山陰新聞』報道の四氏の活躍を述べてゆくが、彼等の生年月日順に、各人についての記事をまとめてこれを行いたい。彼等の生年月日による順序は次の通りである。

- 一、山口半六 安政五(一八五八)年八月二十三日生。
- 二、梅謙次郎 万延元(一八六〇)年六月七日生。
- 三、落合豊三郎 文久元(一八六一)年二月二十九日生。
- 四、竹内平太郎 文久二(一八六二)年十二月十八日生。

明治二十四(一八九一)年八月二



十七日(木曜日)付の『山陰新聞』は「博士授与式」と題して六十九名^六の学位を受けた人々の氏名を記して^注いる。その中に山口半六の名がある。また、右の記事に隣接して「北尾

山口、梅、森の四博士、本県の光栄」とある記事は次のように書かれている。表記はすべて、新聞記事のままとする。従って、「ママ」は用いない。

北尾次郎、山口半六、梅謙次郎の三氏ハ當地の出身にして君等の技術學術社會の泰斗として尊敬せらるゝハ世人の熟知せるところ^ハ森林太郎^ハ至りてハ我々^ハ讀者^ハ紹介せん氏ハ鹿足郡津和野の人^ニして夙に^テ東都^ニ負ひ次で獨逸^ニ留学し歸朝して陸軍々醫と爲る氏や亦文學者として江湖に喧傳を始め翻譯を以て終りハ自作を以て各歡迎を得ざるハふし彼の國民之友新年附録^ニ掲載せる「舞姫」の如き最も傑作^トふし「くらみ草紙」ハ實^ニ氏^ノ機關たり弟篤次郎頃者大學を卒業^セ氏も文學熱心^トの一人^トふり世林太郎を以て獨逸のゲューテ^ニ比も豈偶然ならんや

森林太郎のことが殆どで、あとの三人については氏名が示されているだけの記事であるが、この鷗外森林太郎も「フランス語を勉強した島根県人」として、稿者の調査の射程内に入つて来ることもあろうかと考え、敢て引用した。

明治二十四(一八九一)年九月二日には左のような記事も出てい

新博士への復籍の勧告

過日の學位授與式^ニ際して本縣人^トして其光榮^ニ與りたるハ北尾山口梅森の四博士^トありし此等諸氏の此光譽を博せしハ後進誘掖の上^ニも少ふからざる關係を有し暗々^ニ裡^ニ本縣亦人ありとの實を散布せるに足るものふしとせ然れども其籍を問ひば山口工學博士を除くの外^ハ皆ふ其籍

を東京よせり蓋し本縣の籍を有せるもの久しく地位を知らしむるの便ふく併せて身東都に在りて籍郷里に存する漫よ租税二重の負擔を受くるものあり而して戸籍地よての負擔重き等あり此等の事情或ハ諸氏をして其籍を變せしめたることあらんサレト今日ハ此等の事全ク之れふきを以て島根縣人の輕んそべからざるを告知せん為復籍せしめんと此の頃或る二三の人士ハ其勸告書を送る苦ふりとカ

山口半六については、現時点では未だ入手していないが、亡くなった頃に記事が見出されると推測して、調査を進めている。



梅謙次郎についての記事は非常に多い。とても全部は本稿に掲載できない。従って、見出された記事の日謙付を一括してまず示し、その後重要梅なもの、要旨を述べ、引用するに相応しいもののみを本稿に転載することとする。

梅謙次郎についての最初の記事は「概要」で既述した通り、明治二十二(一八八九)年二月二十三日付である。ついで、同年九月七日付。さらに九月十三日付のものもある。これらは、いづれも、謙次郎のフランス留学及び学位授与等についての記事であるから、後に要約或いは適宜引用して紹介したい。

次いで、明治三十一年(一八九八)年二月十一日の記事、やゝとんで明治三十六(一九〇三)年一月六日、同年十一月三十日の記事が見出される。明治三十八(一九〇五)年五月九日、同三十九(一

九〇六)年七月二十日、二十一日、同年八月十九日にも記事があるが、短くて紹介するほどの内容でないものもある。明治三十九(一九〇六)年は謙次郎についての記事が非常に多く、このあと、十月七日、十月二十五日、同月二十八日、十一月十日、十一日、十三日と続く。渡韓の記事が多い。明治四十(一九〇七)年には七月五日、同四十一(一九〇八)年は二月十九日、四月二日と少ない。明治四十三(一九一〇)年八月二十五日『山陰新聞』は「梅博士重病」を告げ、同月二十七日博士の逝去を報ずる。そうして、同月二十八日、三十日と梅博士追悼の記事が掲載されるのである。このあたりは記事原文を引用したい。

ところで、はじめに戻って明治二十二(一八八九)年二月十三日、同年九月七日及び十三日の記事について述べるが、これらはすべて梅謙次郎がフランスへ留学中であつたこと、博士号を取得したことを述べている。そのうち最後のものが最も詳細に報じていて、学位論文『和解論』の審査状況にまで及んでいる。引用するにはやや長すぎるが、資料的価値も大いにありと判断して、全文を掲げることとする。

●梅謙次郎氏 佛国里昂の法科大学に留學中の梅謙次郎氏は博士試験用意中の處七月十一日最後の試験を受くることに相成りたり右に付き同氏の著はしたる卒業論文は非常の上出来にて大學中の大評判となり本年の學期中博士試験に及第したるもの、中に於て第一等に位し最優等點を得特にEloge special(特別の賛辭)と申す特別の賞點を得たることは前號に記載せしが今七月十四日發兌の里昂エキスプレス新聞を見るに

博士の論文と題し左の如く記載せり

我が法律大學校の廢損せる古壁も今や衆人の注意を呼ぶに足るの證明人たるに至れり夫は當時我が里昂に在留する日本人は同国法律學士梅謙次郎氏の博士試験に應ずるか爲め集會を催ほしたり梅氏は郷里を去りて遠く遊ぶも更に志を屈せざる日本少年の一人にして其の我邦に來れるは我が文明の溢奥を探り且つ特に意を注て我が法律及び羅馬法類聚の明文を研究せんと欲するに因る氏は昨日(七月十四日)を以て其會て入學せる里昂法科大學に向て學力の檢定を乞へり是に於てマビール氏を試験委員長にカイユメール、アツブルトンの両氏を之が陪審員に命したり梅氏受驗の論文として撰みしものは日本民法草案と伊太利民法を比較して羅馬法、佛國舊法及び現行法の參酌論なりしか此の論文たる識見深慮にして奇抜跋岩の所ありアツブルトン氏の之れに向て殊に世人の注意を求めたるは當然の事と云ふヘレア氏曰く此の論文ハ七百餘パージュあり實に此の問題に關して著はされたる論文中斯くの如く最も完全なる著述はあらざるへしと蓋し此の贊辭は忽ち陪席試験委員一同の贊辭と爲り如何なる批評を以てするも動かす能はざる所の贊辭と爲れり故に梅氏は試験委員の一致と特別の贊辨を以て法學博士の學位を得たり

余輩の今ま此の論文の要領を簡略に摘載するを得されとも其の緒言中、日本立法上の情況を細論せるを讀んで頗る有益なる點を發見せるを以て之を左に抄録すべし

論文の緒言中云へるあり曰く未だ能く歐洲諸國に知られざる我邦(日本)にハ未だ彼の民法なるもの無し回顧すれば今を距る二十一年王政復古の前に當り裁判ハ臨機処分の權を濫用せり制度斯くの如くなるを以て時に或ハ卓越の裁判官を出せと雖も然れとも其の欠點あるハ實は蔽ふ可らざ

るなり故に王政復古と共に歐洲の文明我國に輸入せしより以來佛國に倣て諸法律を編成せんとするの念を生し隨て佛國を見て我が友邦即ち最も好意を以て我が進歩を幫助したる邦國の一となせり而して我邦の進歩ハ吾人以て不可思議の進歩となせし程にて是ハ歐洲諸國に向て厚く謝せざるべからざる所なり

既にして我が政府ハ千八百七十三年當時巴里法科大學助教にして其の名佛國法學社會に錚々たるポアソナード氏を聘し我が諸法律草案完成の任に當らんことを以てせしに氏之を諾し來て之れが編纂に従事し我が刑法治罪法及び目下元老院に於て討議中なる民法草案を成せしハ皆な氏の力に頼れり

梅氏の例を遂ふもの無しと云ふを得聞て數月後ち其余輩は今より此の人々を祝し且つ今ま最も好成绩を得たる里昂法科大學の法學博士梅氏が我が佛國に對して有する報恩の志と其の厚情とを有せんことを希望に堪へざるなり

明治三十一(一八九八)年二月十一日の記事は「親族相續(兩篇)」と題され、第十二議會に提出される筈の民法の親族篇・相統篇についての解説である。梅法學博士が語る右兩篇の精神について報じている。民法中の財産篇などは論理的に法文を案出し得るし、外国の法律を參酌して完全な法を作ろうとする時、其例を採るのに困難はないが、親族篇・相統篇等は自國の習慣を參照すべきもので、立法の際最も苦心を要すること、法律を以て従来の惡習慣は改める必要があるが、良いもの無害なものは務めて保存する方針を採つて、いることなどが説明されている。また、新法典の成分の一つとして、

結婚の條について述べられて居り、我國従來の結婚の手續が杜撰であつたため、法律上面倒なことがよくあつたのを戸籍登録を嚴重にすることによつて是正しようとしている点など解説されている。しかし、かなり長いので、本稿には原文は掲載しない。

明治三十六（一九〇三）年一月六日の記事は「在東京島根県法政会第二回大会」、同年十一月三十日は同会の「第十回通常例会」についてのものである。どちらも来会者名、会長梅博士の談話・講演を掲載しているが、非常に長いものである。前者は法政会の沿革目的などについて述べたものであり、後者は「催眠術と刑法（私營業）との關係」を説いているが、本稿では割愛する。

明治三十八（一九〇五）年五月九日には、「梅博士の野波村寄附」が報じられているが、「亡君薫氏追善の為薫氏出生地」野波村へ「同村出征軍人家族救護費として」謙次郎が百円寄附したというものである。

明治三十九（一九〇六）年七月二十日の記事によると、梅謙次郎は法律制定の為、顧問官として韓国政府に雇聘されることとなり、近日中にその契約を締結する筈である。そうして、明治三十九（一九〇六）年七月二十一日、「梅博士の任務」と題する左の記事が現われる。

●梅博士の任務 梅法學博士の擔任調査する事項は殆ど韓国全体の法律制度に關して其範圍甚だ廣大なり即ち皇室制度調査より皇室典範の起草、民刑法の創設、裁判所構成法、國籍法並びに地方制度の調査及び設定、其他租稅制度にも及ぶべく韓國側にては既報の如く既に委員の任命

あり十六日同委員會を開き法典調査の方法に關し同博士の講話ありたれば何れ各種の調査網目を分ちて急速を要するものより漸次着手すべし

明治三十九（一九〇六）年八月十一日の記事は「梅博士清國漫遊」の予定を報じたもので、入手した資料中で二番目に短い記事である。同年八月十九日は「梅博士歓迎会と島根県懇話会」と銘打って、仁川八阪樓で開催された韓国法典編制の目的をもつて來韓中の梅博士の歓迎会を兼ねて行われた島根県人の懇談会の様子を伝えている。

主だった出席者の氏名も掲載されている。^{注6)}
明治三十九（一九〇六）年十月七日の記事は、

●梅博士 法制調査を終り三日夕膠州灣より上海へ向け出帆せり

とのみ書いてある。

明治三十九（一九〇六）年十月二十五日付「山陰新聞」には「梅博士の清韓談」が載っている。但し殆どが清國についてである。「旅行中の見聞であるから確言し難いが、日本から「卒業帰國せる留學生（二百九十九人）概して好成績である現に廣東には地方政度調査局と云ふのがあり其役人はみな「法政」の出身で評判もよい。（後略）」などとも書いてある。その後、同年十月二十八日にも記事はあるが、さして目新しいことは書いていないので省略する。そうして、同年十一月十日付と十一日付で「梅博士の清韓談（上）（下）」が掲載される。共にかんがりの長文であるが、梅謙次郎の現地に赴いての感想で

ある。一言にして言うと、「気の毒」の三字で足りるといのが、彼の韓国に対する感懐で、一方清国については「何ものも総てが大なるに一驚を喫せり」ということになるが、謙次郎の両国観として、後日ゆつくりと講究することとして、今回は紙幅の都合で、これ以上は述べない。ところで、同月十三日付記事によると同年十一月八日、乗っていた人力車の車夫が歩いていたらとの衝突を避けようとして誤って車を横転させ、謙次郎は車外に投げ出されたらしい。しかし、「微傷」ですんだようである。

明治四十(一九〇七)年七月五日付で、「梅博士の鐵国談」、明治四十一(一九〇八)年四月二十九日付で「梅博士の法制談」が掲載されるが、これらについても稿を改めて報告したいので、見出しのみの紹介にとどめる。

明治四十三(一九一〇)年八月二十五日

●梅博士重病

腸室扶斯にて入院中の梅博士は発熱高く險悪の病勢ふりと

告げられる、そうして、同年同月二十七日、

●梅博士

法學博士梅謙次郎(當市出身)は京城にて逝去せしを以て韓國皇帝より勲一等大極章を賜はる

ことが報道され、同時に「梅博士の逝去」と題された記事が掲載さ

れる。また、翌二十八日には肖像絵入りで、「故梅博士のことども」、更に「故梅法學博士」、同月三十日「再び梅博士のことども」などの記事が相継ぎ、梅謙次郎博士の功業が偲ばれる。どの記事も全文を掲げたいが、それは本稿では無理なので、遺影の載っているもののみを左に掲げ、これをもって、「梅謙次郎」の項を締めることとする。遺影は記事の中央に置かれているが、本稿では、当方の都合で、記事の頭初に置く



●故梅博士のことども

博士の業を終えて海外より歸るやこれより先一代の才人醫界の明星たりし令兄錦之丞氏は豪放磊落ふる資性の爲めに巨萬の負債と一子を残してこの世を去りてありければ謙次郎氏は自から負債償却の任務を負ひ大學に教授たるの余暇を以て屹々著述に従事し幾許ならずして巨額の債務を果せるのみならず父薫氏の爲に相州酒匂に別業を築き以て此處に老を養ひ余生を樂しましめて其残年を送らしめたり其父兄に厚き一世傳へて之を推稱せざるふかりき然り實に此の間に於ける博士の辛苦艱勞は容易のものにあらざりしといふ▲博士の講義は理義明晰才辨滔々として懸河の如く聴講者をして速記に堪えざらしめたり彼の債權者債務者というが如き常套語は如何ふる法學者も講義中屢次之を口にするに際し往々債權者を債務者債務者を債權者と誤るとは免れざるに獨り博士に於てのみ嘗て一度も之を言ひ誤りしことふしといふこれ博士の講義を聴ける者の常に等しく驚

嘆して措かさりし所ふり▲博士の頭脳が最も明晰ふりき然り學者として
 は余りに明晰に過ぎたりとの批評を受けし程也博士の頭脳の極めて明晰
 なる如何なる難問題を提供するも明々白々立るに之を解釈する事恰
 も富士の白雪の朝日に融解するが如き者ありこれ學者としては余りに頭
 脳明瞭に過たりとの批評を受けし所以にして學者ふる者は何ンても疑ひ
 〳〵て研究に研究を重ねざるべからざる者とせられたればふり▲博士頗
 る世才に長じ交際に巧みふりき是れ學者として又幾分の非難を招致せし
 めたりと雖もこれあるが爲に博士は能く後進を指導し誘掖し少ふからず
 世話を焼きたるふりこれあるが爲に博士は島根縣の爲に大に尽す所あり
 しふり又これあるが爲に在京島根縣人の牛耳を執りしふり噫今後法政大
 學長たるもの誰ぞや噫今後島根法政會長たるもの誰ぞや▲博士の精力
 の絶倫ふる又驚嘆に價するものありき博士の身体はさ程強健といふにあ
 らず少年の時志を軍人に立てながら体格不良の故を以て排斥せられし
 程ふり然るに多くの運動をふさずして体育に注意を拂はず否ふ全く之を
 度外に放置し大學に教授たる外日々夕筆硯に親しみ書を著はし書を読み殆
 んど寸時も休止する所あらざりしといふ精力絶倫ふる者に非ずんば焉
 ぞ斯くの如ふるを得んや▲博士の人情に厚き能く親戚朋友後進のために
 尽す所多大ふりしは人の知る所博士を語るもの、嘆稱して措かさる所ふ
 りき

落合豊三郎について『山陰新聞』に記事が開始するのは、「概況」
 で述べた通り、日清戦争の頃からである。最初に一括して、全部の
 記事の日付を報告してみる。一、明治二十七年（一八九四）年八月二
 日 二、同年十月九日、三、明治三十七（一九〇四）年五月十七日



これ以外に日付を確認する必要のあ
 るものが一つある。また、未だ入手
 していないが、本人死亡の前後に記
 事が出ていると推測されるが、予想
 に反して、落合豊三郎に関する記事
 は当該『山陰新聞』にはあまり見出

されなかった。

ところで、最初の記事は次のものである。

（前略） 歐洲には第二の福嶋中佐たる落合工兵少佐（名は豊三郎）竹内
 海軍大尉（平太郎）氏のあるあり（後略）

落合・竹内両将校は陸と海の相異・年齢及び階級が一つ違うとい
 うことはあるが、並び称されることが多かつたようである。落合につい
 ての第二の記事にも竹内の名が出ている。

●落合少佐は第二軍参謀たるへし

異きよは竹内海軍大尉の歸朝を命せられしあり今又前々号よ記せし如く
 少佐の歸朝を命ぜらるるあり或いは云う第二軍参謀の一人たるへしと俱
 よ是れ本縣出身の少年士官よして而かも海陸軍よ其名を知らるるものな
 り然れとも嶋根縣の名世間に知られざる為め二氏の如き英才俊秀あるも
 のあるも唯其名聲の夙とよ軍人社會よ其頭角を現はすのみ寔よ遺憾と謂
 ふへし

大山陸軍大將は嘗て落合少佐よ謂ひけらくハア汝は島根縣人なるかと此

の一語は二機の意味あるを知らざるへからず一は島根縣の知らされる所以として一は此の知られざる島根縣に落合氏の如き好士官を出せるかの語なるもツマリ落合氏が如何に推重せらるるかを證するに足るへし去る廿三年名古屋大演習の際一人の少年士官あり肥馬一鞭意氣頗る優々進退行動一として圖に當らざるなく戰術の功妙なると他其比なし嗚呼彼は未來の一人なりと外國老士官をして驚愕せしめたるものは果して誰れぞ是れ實に落合なる寧馨兒にあらずや

然り彼が歸朝を命せられシカも第二軍の參謀の一人なるべしと謂ふもの豈に其故なしとせんや好男児往け

次の記事は日付の確認を必要とするものである

(前略) 第二軍參謀に補せられてある少佐落合豊三郎は彼の地にて中佐に昇進せりとの噂あり

明治三十七(一九〇四)年五月十七日、つまり日露戦争に際しての記事が、落合豊三郎について大々的に報じたものである。尚、同月二十六日に、落合陸軍少將の肖像が出ているが、記事はない。従つて、注(9)のあとに載せて置く。

● 舊藩落合陸軍少將 出身

第二軍の參謀長として奥大將を補佐し帷幕に參せる陸軍少將落合豊三郎氏(四年)は舊藩土落合桑造(二十) (傍線は稿者の疑義を示す) 氏の三男として明治十年陸軍士官學校に入り十二年工兵少尉とふり久敷佛に駐劄

し日清の役には中佐にて第二軍の參謀に任し大山元帥の帷幕に従ひ戦争に参加し功を以て金鷄勲章功四級を賜はる三十年工兵大佐を以て北清事件に出征し勲三等に叙せられ昨年五月少將に累進し參謀本部第五部長より転じて第二軍の參謀長と為れり少將人と為り豪放にして活達細事に拘泥せず平生至て寡言にして少將の無口なるは軍人間の評判と爲り居れり故に其出征の際も内心の喜悅は溢る、許りなりしが如き拘らず一言も口を發せずして其儘出立せりとぞ元來武骨一片の將軍なれば出征後夫人米子(二十)に宛て一回の消息だも送らず夫人も能く其氣象を呑み込み居る事として音信ふきも更に心配の色を示さずと云ふ今や當市より此名譽ある好參謀長を出す其大功を奏するや活目して待つべし

少將の邸は東京府下豊多摩郡千駄ヶ谷村字千駄ヶ谷六百四十四番あり嚴君を初め母堂武子(六十)及び夫人は次男和信(五)長女節子(十三)愛子(九)順子(三)を愛育しつゝいと質素に留守を守り居れり又長男鎮彦氏(十六)は目下仙臺の幼年學校に在りて勉學しつゝありと云ふ



竹内平太郎 最初の記事は落合豊三郎について書かれたものと同じで、明治二十七年(一九〇四)年八月二日付の記事である。次いで同年九月六日付の記事があり、更に同年十二月十六日左の記事が見

出される。内容は特別なものではない。しかし、稿者には興味深く思われたので、概括の前に紹介して置く。

●西郷海軍大將の出発

海軍大臣兼陸軍大臣西郷海軍大將は海軍大尉竹内平太郎氏（松江出身）を随へて去十三日午後三時宇品港を出発し戦地視察の途に就けり

右言及の三つの記事はいずれも日清戦争に際してのものである。

日露戦争に際しての竹内平太郎について入手した『山陰新聞』の記事は十指にあまる。年月日だけを示しても、あまり意味をなさないが、少くとも記事数の多さやこの時期に特に多いことなどは分るのでこれまでの方針に従い、明治三十六（一九〇三）年以後の記事の日付を一括して左に記す。

一、明治三十六（一九〇三）年十二月十四日、二、同年十二月十四日。三、明治三十七（一九〇四）年二月二十日。四、同年同月二十一日。五、同年同月二十三日。六、同年三月十六日。七、同年四月二十日。八、同年同月二十五日。九、同年九月十日。十、明治三十九（一九〇六）年九月五日。十一、同年同月八日。十二、同年同月九日。十三、昭和八年十二月二十三日。^{注(8)}

ところで、一の記事、つまり明治三十六（一九〇三）年十二月十四日付の記事は左記のとおり、非常に短いものである。

▲歸朝被仰付 當市出身伊国公使館附海軍大佐竹内平太郎氏（傍線は稿者の疑義を示す）

稿者に遺族より提供された資料^{注(9)}によると、竹内平太郎は「明治三十三年（一九〇〇）西暦は稿者加筆」年九月一日補佛國公使館付「同三

十四（一九〇一）年七月三日任海軍大佐」となっている。また、「懷舊録 第二輯合本」の第二輯六十ページに、「私（この項の筆者松村純一少佐（当時稿者注）は明治三十五（一九〇二）年佛國駐在を命ぜられ、（中略）時のアッタツシエは竹内大佐でありましたが（後略）」とあるので、「伊國公使館附」は誤りであると思われる。それはともかく、先の資料にも「全三十六（一九〇三）年十二月九日歸朝被仰付」とあるので、「歸朝被仰付」の方は正しいであろう。ただし、松村少佐によると「竹内大佐は翌二十三日（明治三十六（一九〇三）年十二月二十三日）稿者（巴里発、二十四日ゼノア着、（中略）直ちに返電を出されたのであるが、二十七日總務長官より左の電報があつた。一、在英林公使をして購入契約すべく命令せられたり。松尾、岩本二十六日倫敦発其の地に向ふ、貴官は便宜歸朝を命ぜらるる筈、（後略）」とあるから、所謂二艦回航の為の歸朝命令はもう少し後であつたかも知れない。

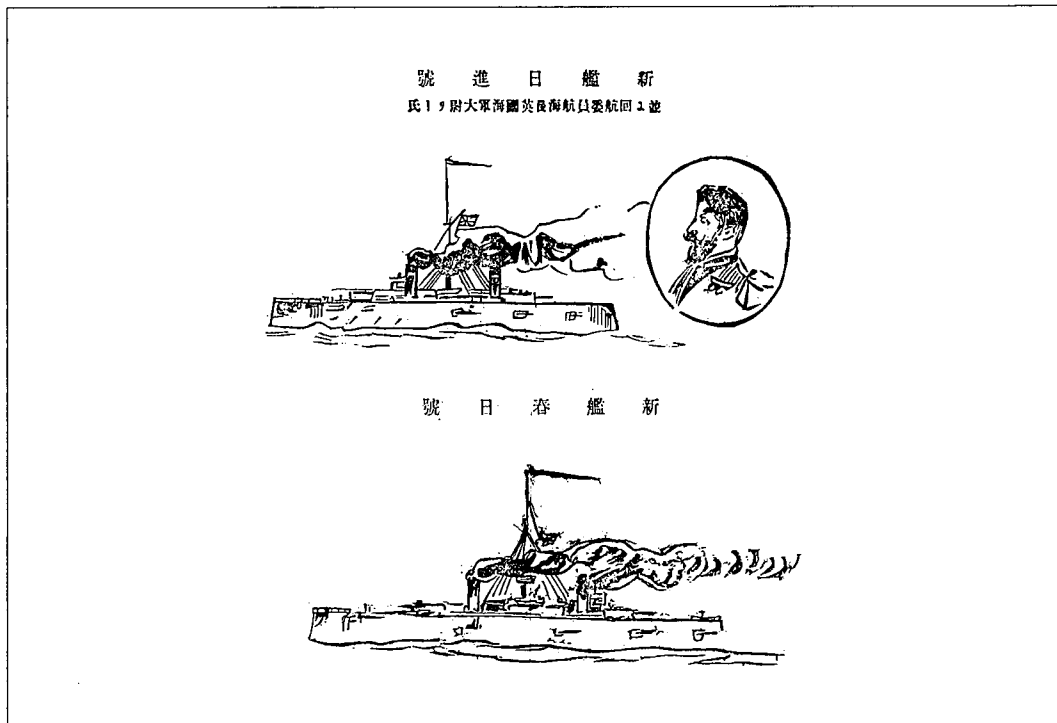
ところで、話がやゝ細かいことになり過ぎたし、本題は『山陰新聞』の記事にあるので、それに戻ると、明治三十七（一九〇四）年二月二十日から同年九月十日にかけての記事はすべて「日進・春日二艦回航」及び「日進艦長」としての竹内大佐に関するものである。紙幅の制限があり、すべての記事を紹介することはできないので、稿者の判断で、その中のいくつかを選んで左に転載する。

まず、明治三十七（一九〇四）年二月二十日の記事。

●竹内大佐の回航談 十六日日進・春日の両艦が無事横須賀に到着し

湧くか如き歓呼の聲に迎へられたる模様既報の如くふるか日進艦乗組の日本將校は竹内大佐(當市出身)、松村少佐、賀茂機關中監、丸正(傍線は稿者の疑義を示す)大尉の四名、外国士官は十三名、水兵二百十一名、春日艦乗組の日本將校は鈴木中佐、所少佐、吉川大軍醫、築士大尉の四名、水兵は二百名、外国士官十名なり而して竹内大佐は着港の際満腔の熱誠を以て歡迎者一感謝し且つ其航海中の談曰く「航海中別段の奇勸ふかりしも本艦及春日がゼノアを發して地中海を經、將一蘇土運河一掛らんとするや露國艦隊はクリート島附近に碇泊して示威敵對の態度を示し又ポートセツドにも二三の露艦及び數隻の水雷艇ありしも何程のことあらんやと春日先づ運河一入り續いて某露艦入り日進之に次ぎしが運河を出でたる所一露艦ドミトリドンスコイあり然れども孰れも虚勢に過ぎざるを認めたるを以て會積ふく此所を通過し兩艦共一紅海一入れり露艦は追尾の氣色見えしも我艦の速力に恐れて敢て追尾せず我艦も之と遠ざかるに至れり斯くてアデンを通過し印度洋一かかり去月二十七日日コロンボ一着し本月二日新嘉坡一同月五日夜同地を發し横須賀一向へり錫蘭附近にて暴風に遭ひしも何の故障なく愈よ艦体の堅牢を確めたり今日當地一着する迄日露開戦のことを知らず早々我軍の大勝利を聞き感喜極まり陛下の萬歳を三唱せる次第ふり云々」と尚大佐は巴里博覽會の時佛國公使館附武官として赴任し駐在中同艦乗組を命ぜられ松村少佐丸山大尉は佛國に在りて元旦の祝盃を舉る際乗組の命一接したる者ふり而して右諸氏が乗組める際には春日は既に竣工し居りしも日進は未だ工事完了一に至らざりきといふ。

次は日進及び春日の絵が出てるので、これも転載する。明治三



十七(一九〇四)年二月二十一日付であるが、特別の記事はない。絵が掲載されているだけである。

明治三十七年(一九〇四)二月二十三日の記事は、日進の新艦長竹内平太郎大佐について絵入りで報道している。これも全文絵入りで左に掲げる。

●大和錦

○日進の新艦長竹内大佐 日進回航に與りて功勞多かりし海軍大佐竹内平太郎(四十三歳)氏は當市奥谷に生れ明治十年一月海軍兵學校に入學し十四年九月卒業して少尉とふり龍驤艦に乗組み新西蘭土より南米布哇等を経て十六年九月歸朝し十七年十月攝津艦乗組とふる十八年九月浪速艦回航員とふり遠江丸に塔じて横須賀を出發し十九年六月品川に歸艦し廿年十二月大尉となり浅間艦分隊長とふり廿五年十二月參謀本部附に轉じ同時佛國に留學を命ぜられ佛國地中海豫備艦隊司令旗艦マルペールに乗り込みて留學中日清戰役に際して歸朝を命ぜられ浪速艦の分隊長にふり第二軍か榮城灣に上陸せんとするを幫助し威海衛封鎖に従ひ敵國艦隊の警戒偵察を為し二月七日總攻撃の際は劉公島東口の砲臺を攻撃し汽船二隻水雷艇十一隻の突出するや之を追撃して寧海沖に至り水雷艇を轟沈し汽船を陸岸に膠漆せしめ其一隻を破壊し同十一日同港面十日同西口を攻め遂に之れを陥落せしめ講和成りて後五月四日直隸海峽にて李鴻章に對する示威



新日進艦長竹内大佐(松江市出身)

航海を為し廿八年十一月海軍省人事課に轉じ翌年四月少佐と為り三十三年四月愛宕艦長とふり圍匪事件の際太沽の砲臺を破り同年九月佛國公使館附とふり三十四年七月大佐に昇任し十月獨國ジュッセルドルフ市に開かれたる第九回萬國航海會議に委員として出席し爾來巴里公使館にありしに昨年十二月我が政府が智利より軍艦を購入せんとするや電命を受けて廿四日伊太利に着し翌日臨檢の末其良好なる所以を報告し遂に買受くる事となるや其儘回航員となり今回無事歸航したるか大佐は更し日進艦長に任せられ数日の後には交戦艦隊に加はる由家は東京麴町區平河町五丁目十五番地にありて養父平六(五十八歳)は数年前より中風症に罹れるも至て輕症にて起居談話に支障なく母増子(六十一歳)は健全として妻縫子(廿九歳)との間に一男一女あり常に一家慈悲の情洋々たり大佐か十八日朝九時十五分新橋着にて歸宅するや長男和信(六歳)氏の如きは土産の帽子を冠り玩弄物を持ちて「嬉しいふく」と連呼して飛び廻はり且つ祝客踵を接して送迎し暇なく歡喜の状屋外に溢れ居たりと

次には明治三十七(一九〇四)年三月十六日付の記事で、竹内平太郎だけでなく、松江出身の海軍乗組員氏名が出ているので、興味を持たれる人もあるかと考え転記する。

●松江市海軍乗組員氏名(昨日迄の調査)

- ▲日進艦乗組 大佐 竹内平太郎(南 田)
- ▲千代田艦同 大機關士 中井銀次郎(松江分)
- ▲比 叡艦同 大軍醫 日置 鎮(外中原)
- ▲三 笠艦同 大主計 中野重春(石 橋)

▲盤手 <small>(目下在佐世保病院)</small>	中尉	高橋節雄 <small>(雜賀)</small>
▲陽炎艦同	中主計	中川保 <small>(松江分)</small>
▲水雷五十八號同	少尉	大谷義雄 <small>(殿町)</small>
▲隴艦同	少主計	石倉俊寛 <small>(雜賀)</small>
▲淺間艦同	少尉候補生	和田愛三郎 <small>(松江分)</small>
▲富士艦同	同	大芦義宜 <small>(松江分)</small>
▲淺間艦同	少機關士候補生	荒木洗 <small>(内中原)</small>
▲千歳艦同	二等兵曹	大久保彌一郎 <small>(北堀)</small>
▲臺中丸同	二等水兵	川谷頼三 <small>(松江分)</small>
▲八島艦同	二等水兵	杉谷正史 <small>(雜賀)</small>
▲摩耶艦同	一等兵曹	和多田愛次郎 <small>(松江分西津田)</small>
▲三笠艦同	一等水兵	三代好太郎 <small>(新町)</small>
▲日進艦同	一等機關兵	野津友太郎 <small>(紙屋)</small>
▲佐賀丸同	上等兵曹	尾崎市之丞 <small>(南田)</small>
▲松島艦同	二等機關兵	山田熊市 <small>(和多見)</small>
▲金剛艦同	一等主廚	川瀬末三郎 <small>(北田)</small>
▲橋立艦同	上等兵曹	鳥羽金次郎 <small>(奥谷)</small>
▲龍田艦同	兵曹長	野間久太郎 <small>(南田)</small>
▲敷島艦同	一等機關兵	住江忠太郎 <small>(中原)</small>

(偵察の任務にてロシアを捕獲せし軍艦)

明治三十七(一九〇四)年四月二十五日の『山陰新聞』は竹内大佐夫人の談を掲載している。左記の通り。写真は稿者が補った。

●竹内大佐夫人の談 日進艦長海軍大佐竹内平太郎(當市出身)氏の



竹内 縫國ゼノアを發し極東の雲霧濛々たるに際し幾多の危険を冒して國民歡呼の裡に迎えられたる次第は當時の紙上に記載せるか大佐は今其親密なる艦に長として遼東沿岸に遊弋し既に第七八次旅

順攻撃に参加して同艦初陣の功績著るしかりとせば大佐の面目何物か之に加へん大佐の邸は東京麹町平河町五丁目にして文部大臣官邸の裏門前にあり若葉の楓は堀まかゝりて植の戸瀟洒たる所客案内に任せて一室に通れば床は古碑文の大幅をかけて双の具足櫃其脇に飾られ三方の長押し書画寫真数扁の額を掲げて大佐か平生の嗜好さこそとはかり想はれたり既にして質素に打扮する夫人縫子(廿九)は出てられたり良人とは此六日、呉を出發した由で四日出の手紙が参つて居ります何に致たせ日数がございませぬから第八次の海戦にはいかゞと存じましたがそれでも好い塩梅に間に合つて幾らかお役に立つた様でございませぬから妾も大きき安心致しました先づ最近の模様を述べられし夫人は更に大佐の平生に語り及ぼし父の平六も母の増子(六十一)も尚健康で居りますから良人も出發後度々手紙を寄越しましたがいづれも戰闘前よ出したので凄しい消息は頓とございませぬハイ子供は長女を愛(八つ)と申して華族女學校へ通はせ長男和信(六つ)の方はまだ學校へ参りませぬ云々夫人は和歌山縣の人風姿秀麗言語明晰にして頗る女丈夫の概あり

明治三十九(一九〇六)年九月九日の記事は左の通りいたつてのどかである。

●竹内海軍大佐消息

一昨日午後は親戚の催にて穴道湖上に舟遊を試み投網にて魚獲の興あり
昨朝美保關行一番汽船にて當市出發に付き親戚知己等數十名大橋迄見送
れるが大佐一行は美保神社に詣て午後五時境港出帆の阪鶴丸に塔して
歸任の途に着けり因みに一行と共に歸松せし岩佐海軍造船大技士(大佐
の親戚)の令夫人令息は約三十日間滞松する事とふれり尚ほ大佐今回の
歸省は主として墓參の爲ふりしを以て其の菩提所ふる中原大雄寺へ五十
圓を寄贈せり

竹内平太郎少將死亡の記事は予想外に小さく、生前の業績につい
ても何もふれていない。

竹内海軍少將急逝す

廿一日西宮で

市内奥谷町の海軍少將竹内平太郎氏はさる七月令息爲信氏身の廻り世話
旁 縫子夫人共々で一時兵庫県西宮市安井町に寓居中の處廿一日に突如
狭心症で長逝されたが享年七十二才廿三日午後一時より西宮市に於て執
行されることになった。

氏は文久二年の生れで海軍に生ひ立ち日露役の時日進の廻航艦長と
して活躍した人で退職後は奥谷の自宅で閑日月を送っていた。

注(1) 拙著『松江とフランスII―お雇いフランス人教師の教え子達
―』(ふるさとブックレット 山陰の自然と文化) 日本科学者会議
島根支部 平成二(一九九〇)年十一月十一日発行 たたら書房)

(334)

注(2) 拙稿「―松江藩お雇いフランス人教師研究余録―瀧野多三
郎 松江の散(斬)髪と西洋洗濯の創業者」(島根大学山陰地域研究
総合センター紀要『山陰地域研究(伝統文化)第三号』昭和六十二
(一九八七)年三月 一〇六ページ)。

注(3) 前稿。

注(4) 中村稻造著『澁川忠二郎翁傳』(昭和十三(一九三七)年八
月十五日発行 発行者 高木貞衛)。

注(5) 六十九名の学位を授与された人達の氏名は左記の通りであ
る。

星野恒、井上哲次郎、坪井九馬三、元良勇次郎(以上文學博士)

▲佐藤三吉、富吉安純、櫻村清徳、宇野朗、大森治賢、濱田玄達、片山

国嘉、谷口賢、高橋順太郎、北里柴三郎、三浦守治、中濱東一郎、神叔

隈川實雄、弘田長、青山種道、河本十太郎、大谷修庵、森林太郎、村田

謙太郎(以上醫學博士) ▲山田要吉、増田禮作、石橋絢彦、片山東熊、

沖野忠雄、南清、石黒五十二、南部球吾、高山基太郎、清水濟、藤岡市

助、仙石貢、三好晋六郎、渡邊渡、白石直治、中澤岩太、山口半六、野

呂景義、大島道太郎、田邊朔郎、眞野文三(以上工學博士) ▲村岡範為

馳、巨智部忠承、北尾次郎、關谷清景、久原躬弦、杉村任三、田中館愛

橋、佐々木忠次郎、吉田彦六郎、齊田甲太郎、石川千代松、横山又二郎、

原田豊吉、飯島魁、藤澤利喜太郎、田中昌平(以上理學博士) ▲木岡精

一、宮崎道三郎、増島六一郎、土方寧、穂積八束、梅謙次郎、和田恒謙

三、金井鮎(以上法學博士)

右のうち、村岡、久原、齊田以外は明治二十三(一八九〇)年文部省令第四号学位令細則第三条により帝国大学評議会の議を経て授与されたものであることも明記されている。

注(6) 法學博士梅謙次郎(出) 俵孫一(石) 吾郷徳次郎(出) 内田實(出) 岩谷巖二郎(右) 山口慶一(出) 杉原豊三郎(石) 三島鹿之助(出) 下森久吉(石) 藤井潔(石) 萩原重藏(石) 高橋丑太郎(石) 岩本喬(石) 岩谷益三郎(石) 岡藤太郎(石) 河上正芳(石) 巻榮吉(石) 渡邊基(石) 竹崎欠次(石) 高橋巖茂(石) 大驛勝太郎(石) 石飛勤太郎(出) 平野源語(石)

注(7) 拙著『松江とフランスII』前出(三十四ページ参照)。

注(8) 調査不行届の為、明治時代末期から大正時代及び昭和の初期については稿者は資料を入手していない。今後調査し直して、記事が発見されれば、別な機会にそのことを述べ、本稿の補いとしたい。他の不備も多いので、ここで本稿の粗本であることを陳謝したい。

注(9) 拙稿「松江とフランス」補遺(山陰文化研究紀要 第二十三号 一九八三年三月 六十ページ〜六十二ページ)



本論稿には、日本フランス学史の授業の一環として、主として三回生の女子学生に演習として課したものが、資料として用いられていることを附記する。